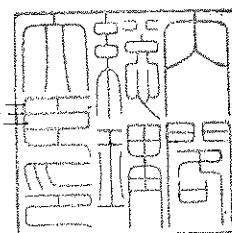




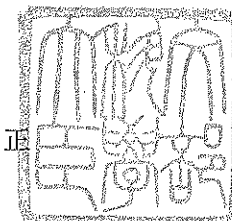
消教地第 97 号
29 文科生第 744 号
平成 30 年 2 月 26 日

消費者委員会
委員長 高 巖 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



文部科学大臣 林 芳正



消費者教育の推進に関する法律第 9 条第 7 項の規定に基づく
「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更について

消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき定める「消費者教育の推進に関する基本的な方針」について、その変更案を同条第 7 項の規定に基づき別添のとおり作成したので、同条第 8 項において準用する同条第 5 項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

以上

